

地下水採取に関する規制の見直しについて

＜規制の趣旨＞

当町では、「地下水の自然かん養と保全につとめるとともにその適正な利用を図ることで公共用水源(水道水源および消雪水源)を保全し、もって公共の福祉に寄与すること」を目的として、「地下水採取の規制に関する条例」によって、規制している。(平成元年4月1日施行)

※現行の規制は、一宅地又は一事業地において、必要最小限かつ2本を超えて井戸を掘削することはできない。

＜規制見直しの経緯＞

現行の規制では、井戸の掘削本数について、敷地面積に関係なく一律の規制としていた。そのため、敷地面積が広大な土地利用者に対して特別厳しいことから、規制の見直しを要望されていた。一方、市街地では町道の消雪井戸が渴水となる事案が頻発化しており、公共用水源を保全するための措置が必要となっている。以上のことから、下記のとおり規制の見直し案を検討した。

指定地域区分	ケーシング口径	揚水機の吐出口径	掘削本数	備考
第1種規制地域	100mm以下	32mm以下	2本以下 ※必要最小限	・敷地面積に関係なく、井戸数を規制 ・最大2本まで
第2種規制地域	150mm以下	40mm以下		
第3種規制地域		50mm以下		
第4種規制地域		65mm以下		



地下資源の保全を図りつつ、特別厳しい条件については緩和

指定地域区分	ケーシング口径	揚水機の吐出口径	掘削本数	備考
第1種規制地域	100mm以下	32mm以下	・200m ² 未満：1本 ・200m ² 以上：2本以下	・敷地面積に応じて、井戸数を規制 ・一部の規制地域では、最大3本まで
第2種規制地域	150mm以下	40mm以下	・300m ² 未満：1本 ・300m ² 以上：2本以下	
第3種規制地域		50mm以下	・500m ² 未満：1本 ・500m ² ～5,000m ² 未満：2本以下 ・5,000m ² 以上：3本以下	
第4種規制地域		65mm以下		

＜規制区域について＞別表参照

- ・第1種規制区域：水道水源区域(水源井から半径200m 湧水源井から半径300m)
- ・第3種規制区域：将来的に市街地を見込む区域

- ・第2種規制区域：既に市街地である区域
- ・第4種規制区域：これら以外の区域